学校法人女子美術大学利益相反マネジメントポリシー

1. 目的

学校法人女子美術大学(以下「本学」という。)の役員及び教職員(以下「教職員等」という。)が教育・研究及び企業等との産学官連携活動等を推進するにあたって、産学官がそれぞれに有する目的、役割の相違から、本学又はその教職員等について、いわゆる利益相反が生じる恐れがある。本学は今後、教育研究機関としての自らの公共性、中立性及び倫理性を維持し、かつその透明性を確保するとともに、その説明責任を果たすべく、教職員行動規範に規定する各条項を遵守し、もって利益相反による弊害の発生を抑制するために学校法人女子美術大学利益相反マネジメントポリシー(以下「ポリシー」という。)を定める。

2. 定義

このポリシーにおいて、各用語を次のように定義する。

- (1)「広義の利益相反」とは、「狭義の利益相反」と「責務相反」を含んだものをいう。
- (2)「狭義の利益相反」とは、教職員等又は本学が産学官連携活動に伴って得る利益と、教育・研究等の大学における責任が相反する状況をいい、以下2つに分類する。
 - ①「個人としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、教職員等個人が産学官連携活動 に伴って得る利益と、本学における教育・研究等の責任が相反する状況をいう。
 - ②「本学としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、本学が産学官連携活動に伴って 得る利益と、本学の社会的責任が相反する状況をいう。
- (3)「責務相反」とは、教職員等が兼業活動等により企業等に対し負う職務遂行上の責任と、本学における職務遂行上の責任が両立しえない状況をいう。

3. 基本的方針

- (1) 本学は、産学官連携活動による社会貢献を教育・研究に次ぐ使命とし、産学官連携活動等を推進する。
- (2) 本学は、産学官連携活動等を推進するにあたり、社会から疑念を抱かれないように、公共 性、中立性及び倫理性を保持した手続きを定める。
- (3) 本学は、教職員等が安心して産学官連携活動等に取り組めるように利益相反マネジメント に関する適切な学内ルール及びシステムを整備する。
- (4) 本学は、産学官連携活動等によって生ずる利益相反に関する社会への説明責任を果たし、 教職員等が安心して産学官連携活動等を推進できるよう支援する。

4. 対象者、対象事項

- (1) 対象者
 - ア. 本学の役員、専任教職員
 - イ. 産官学連携活動等に関わる非常勤の者
- (2) 対象事項

- ア. 教職員就業規則第33条により、許可を得て行う学外職務の場合
- イ. 前項に定める対象者が自らの知的財産権を本学以外の第三者に譲渡又は使用許諾する場合
- ウ. 前項に定める対象者が共同研究や受託研究又は奨学寄付金による研究に携わる場合
- エ. 前項に定める対象者が寄付研究プロジェクト群に参加する場合
- オ. 前項に定める対象者が設備又は物品の供与を受ける場合
- カ. 前項に定める対象者が設備又は物品を購入する場合
- キ. 前項に定める対象者が外部からその他の便益を供与される場合
- ク. 産学官連携活動等に学生が参加する場合

5. 基準

産学官連携活動等を推進する上で生じる利益相反の問題を解決する指針として、以下の3点を 利益相反マネジメントの基準とする。

- (1) 教職員等が、本学における職務に関し、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること
- (2) 本学は、その社会的責任に対し、本学の利益を優先させていると客観的に判断されること のないようにすること
- (3) 個人的な利益の有無に関わらず、教職員等が本学以外の活動を優先させていると客観的に 判断されることのないようにすること

6. 体制

利益相反マネジメントに関する重要事項を審議する機関として、学校法人女子美術大学利益相 反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を設置する。なお、委員会に関する規程は、別 途定める。

7. 手続き

- (1) 4に定める利益相反マネジメントの対象者は、産学官連携活動等によって生じる利益相反に関する情報を委員会委員長に報告しなければならない。
- (2) 教職員等から提出された情報は、「学校法人女子美術大学個人情報保護規程」「文書保存内規」に基づき、適正に管理する。
- (3) 利益相反マネジメントに関する手続きについては、別途定める。
- (4) このポリシーに関する事務は、事業課および総務課が行う。

8. 改廃

本ポリシーの改廃は、理事会が行う。

付 則

本ポリシーは、平成21年11月26日から施行する。